

税務・財務相談

Q&A

## 平成25年度ふくしま産業復興 企業立地補助金について



小林 由拓 (こばやし ゆきひろ)

小林由拓税理士事務所  
税理士

4月号では、平成24年度補正予算による中小企業・小規模事業者支援策をご紹介させていただきました。今月号では、平成25年度ふくしま産業復興企業立地補助金をご紹介させていただきます。

### 〔質問〕

平成25年度ふくしま産業復興企業立地補助金とはどのような補助金ですか。

### 〔回答〕

ふくしま産業復興企業立地補助金は、24年1月に募集が開始され多くの企業が応募しました。25年度ふくしま産業復興企業立地補助金の内容については、茂木経産相が1月16日に記者会見し、福島県に限り県内全域を対象として、補助率を地域ごとに傾斜配分する方針を示しました。25年度予算の成立をうけて4月に公表された補助事業の内容は下記の通りです。

### 1. 事業の目的・補助対象事業について

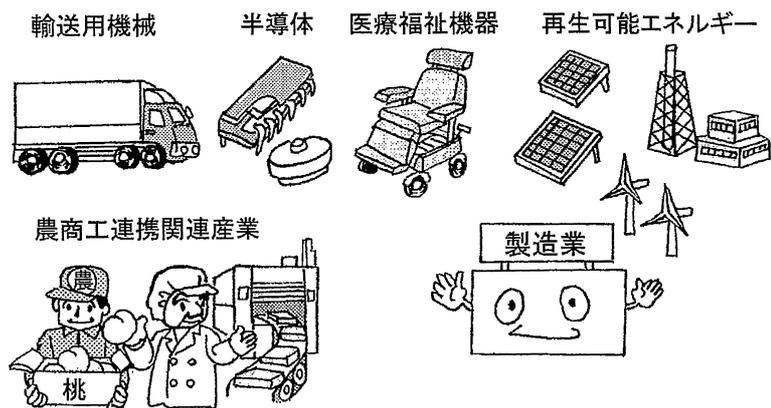
#### (1) 事業の目的

この補助金は、ふくしま産業復興企業立地補助

金交付要綱に定めるところにより、将来性と成長性が見込まれるとともに、地域経済への波及と地域振興への貢献が期待される県内に立地する企業に対し、予算の範囲内で交付し、県内における製造業等の民間企業の生産拡大及び雇用創出を図り、もって地域経済の復興再生に寄与することを目的とします。

#### (2) 補助対象業種

- ① 製造業のうち輸送用機械、半導体、医療福祉機器、再生可能エネルギー、農商工連携の各関連産業業種
- ② 企業立地促進法集積業種のうち製造業及び研究所を設置する業種
- ③ 自ら使用するための物流施設を設置する業種
- ④ コールセンター、データセンター又はそれに類似している業種
- ⑤ 知事が特に認める企業



(3) 補助対象施設

① 工場

製造業の用に供される施設

② 物流施設

自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通に伴う簡易な加工を行う事業場

③ 試験研究施設

製造業を営む者が、高度な技術を製品開発に利用するための試験又は研究を行う施設

④ コールセンター等の対事業者サービス業の施設

情報サービス業又はインターネット付随サービス業の用に供される施設

(4) 補助対象事業

対象業種の企業が行う上記補助対象施設の新増設のうち、次のいずれかに該当するもの。

- ① 平成24年4月1日以降、事業に着手したもの
- ② 平成24年4月1日から平成25年1月28日まで

に当該補助対象事業に係る投資計画について対外公表を行ったもの

2. 補助率及び補助対象経費等について

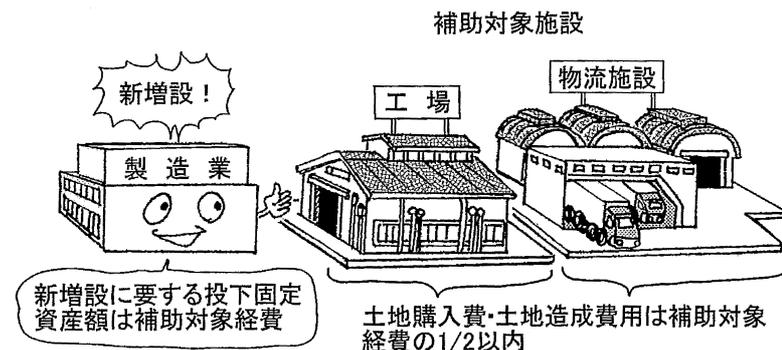
(1) 補助対象経費

新增設に要する投下固定資産額（土地取得費、建物及び機械設備等の取得費、これらと合わせて実施する付帯工事費用）となります。

※事業の用に供する投下固定資産額が1億円未満の事業は補助対象外です。

投下固定資産額に含まれる土地については、新たに事業の用に供する工場等を設置するために必要と認められる面積のみを補助対象とします。なお、土地購入費及び付帯工事費に含まれる土地造成費は、補助対象経費の1/2以内の額とします。

機械設備については、原則として、工場等で使われる加工作業等に使用する機械設備のうち、専ら固定して使用するものの取得費用が補助対象経



費となります。

(2) 補助率等

- ① 補助上限額 50億円
- ② 補助率

●警戒区域等

中小企業 3/4以内 大企業 2/3以内  
 (旧緊急時避難準備区域の補助率 中小企業 2/3以内 大企業 1/2以内)

●津波浸水地域

(新地町・南相馬市・相馬市・いわき市)  
 中小企業 1/2以内 大企業 1/3以内

●上記以外の地域

中小企業 1/3以内 大企業 1/4以内  
 ただし、次の区域においては、投下固定資産額に応じて次の補助率を適用します。

- ・警戒区域等 10億円以上 3/5以内
- ・旧緊急時避難準備区域 10億円以上 (中小企業) 3/5以内
- ・津波被災地域 50億円以上 (中小企業) 2/5以内

※予算を上回る状況となった場合には補助率の調整を行います。

- ・大企業とは…中小企業以外の企業です。
- ・中小企業とは…以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす企業又は個人をいいます。

|           | 資本金基準<br>(資本金の額又は出資の総額) | 従業員基準<br>(常時使用する従業員の数) |
|-----------|-------------------------|------------------------|
| 製造業(下記以外) | 3億円以下                   | 300人以下                 |
| 卸売業       | 1億円以下                   | 100人以下                 |
| 小売業       | 5千万円以下                  | 50人以下                  |
| サービス業     | 5千万円以下                  | 100人以下                 |

(注) ただし、以下の項目に該当する中小企業を除きます。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上

が、同一の中小企業以外の企業(以下、「大企業」という。)(特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。)の所有に属している法人(以下、「みなし大企業」という。)

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一のみなし大企業(特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。)の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が、複数の大企業(みなし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。)の所有に属している法人
- ・役員の総数の2分の1以上を大企業(みなし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。)の役員又は職員が兼ねている法人

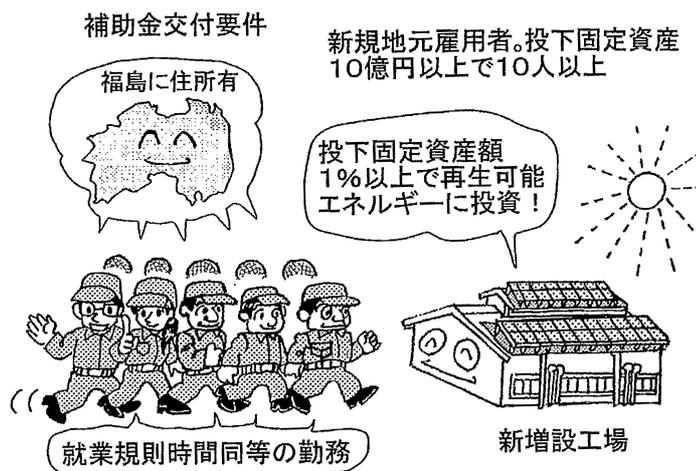
(3) 投下固定資産額及び雇用の要件

- ① 補助金の交付要件は、下表の左欄に掲げる投下固定資産額ごとにそれぞれ、同表の右欄に掲げる数の者を新規に雇用することとします。

| 金額             | 雇用者数           |
|----------------|----------------|
| 投下固定資産額1億円以上   | 新規地元雇用者数5人以上   |
| 投下固定資産額10億円以上  | 新規地元雇用者数10人以上  |
| 投下固定資産額50億円以上  | 新規地元雇用者数50人以上  |
| 投下固定資産額100億円以上 | 新規地元雇用者数100人以上 |

【留意点】

ア 新規地元雇用者とは、補助対象施設の新増設に着手した日以降、実績報告書を提出する日までに、対象の工場等で勤務することを前提に直接雇用した正規雇用者のうち、県内に住所を有し、勤務する者をいいます。



イ 正規雇用者とは、次の要件を満たす者をいいます。

- 雇用期間に定めがないこと。(ただし、1年以上の雇用契約期間であり、再雇用(更新)を妨げない雇用契約の者を含みます。)
- 勤務時間が、就業規則等に定める時間と同等であること。

ウ 事業に着手した日と実績報告書提出日の正規雇用者数を比較して、新規地元雇用者数に相当する人数が増加していることが必要です。ただし、研修等の理由により予め雇用が必要と認められる場合は、平成24年4月1日以降の雇用した日まで遡ることができます。

② 投下固定資産額の1%以上の金額で、再生可能エネルギー関連施設に対する投資を行うこととします。

再生可能エネルギー関連施設とは、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギーとして利用できるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除きます。))をいいます。)により発電等する施設及びその周辺施設で、主に工場等内で自ら利用するものを賄うためのものとします。

### 3. 事業実施期間について

原則として、平成29年3月末までに事業実績報告書を提出し、操業を開始することとします。

### 4. その他

① 今回提出された申請書の内容を厳正に審査した上で、補助金の対象企業として指定し、その後、補助金交付申請等の所定の手続きを経て補助金の額を決定します。

② 補助金の支払いは、原則、補助事業完了後、補助事業実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります。

また、補助金交付決定後において、特に必要と認められる場合には、補助事業の遂行途中での事業の進捗状況、経費(支払行為)の発生、新規雇用の見込み等を確認し、所定の手続きを経た上で、1回に限り、支払を完了した経費の1/2を限度に概算払いをすることができます。

③ 国、県(特殊法人等を含む。)が助成する他の制度と重複した申請は認められません。

以上平成25年度ふくしま産業復興企業立地補助金をご紹介します。